

後見支援預金説明書

(2019年8月1日現在)

1. 商 品 名	・淡信後見支援預金
2. ご利用いただける方	・神戸家庭裁判所にて後見開始の審判を受ける、または、受けている方で、同裁判所より本商品にかかる「指示書」を受けた方
3. ご用意していただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所が交付した「指示書」 ・「登記事項証明書」 ・後見人の印鑑証明書およびご本人確認資料 ・後見人の実印およびお届け印 ・初回預入金（家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額）
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸家庭裁判所の「指示書」に基づき取扱います。 ※口座開設及び入金の都度、「指示書」が必要になります。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の「指示書」に基づいて取扱います。 ※出金の都度、「指示書」が必要になります。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般普通預金利率 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に当該口座へ入金いたします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、1年を365日とする日割計算とします。
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には、復興特別所得税が付加されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。
8. 取 扱 店	・全営業店
9. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づく取扱いとなります ・なお、口座開設店の窓口以外ではお取引いただけません。 ・給与、年金などの自動受取口座としてのご利用はできません。 ・公共料金、各種料金の自動支払い口座のご利用はできません。 ・総合口座のお取扱いはできません。 ・インターネットバンキングのご利用はできません。 ・マル優のご利用はできません。 ・定期積金の口座振替資金引落口座としての利用はできません。 ・キャッシュカードは発行できません。
10. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120 - 22 - 1020）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 兵庫県弁護士会（電話：078 - 341 - 8227）、東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、当金庫お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。 <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、兵庫県弁護士会、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは、全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は預金保険制度の対象となります。元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・ 商品の詳細については、店頭に掲え置き、当金庫ホームページに掲載しておりますので、商品説明書をご覧ください。

後見支援預金Q & A

淡路信用金庫

Q： 「後見支援預金」とはどのようなものですか？

A： 後見制度（成年後見制度及び未成年後見制度）による支援を受ける方（ご本人）の預金について、日常的に使用する生活費等としての金銭は後見人が管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見支援預金」として家庭裁判所の「指示書」に基づき別口座で管理します。

Q： 「後見支援預金」の口座開設はどうすればいいですか？

A： 「後見支援預金」のご利用は、ご本人のために家庭裁判所へ後見開始（または未成年後見選任）の申立てをされることが前提です。

家庭裁判所は、新たな申立てがあった場合、または、既に後見人が選任されている場合で、申立人または後見人から「後見支援預金」を利用したい旨の申出があったときは、利用することが相当か否かを判断します。

「後見支援預金」を利用する事となった場合、家庭裁判所がその旨の「指示書」を後見人に対して発行しますので、その「指示書」を当金庫営業店窓口を持参して「後見支援預金」を作成し、その通帳の写しを裁判所に提出してください。

Q： 後見人が自由に「後見支援預金」を出金することはできますか？

A： 預け入れる場合も出金する場合も家庭裁判所の「指示書」が必要となります。後見人がご自分で管理している口座で、資金が不足する場合、家庭裁判所に申し出ていただき、払戻しに係る指示書を発行してもらってください。

また、後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見支援預金」に追加で預け入れる場合も、家庭裁判所に申し出て追加預入の「指示書」をいただいでください。

Q： 後見支援預金を利用した場合、後見人の日常的な財産管理はどうなりますか？

A： 後見人は、年金の受取や施設入所等のサービス利用料の支払といった日常的に必要な金銭を管理します。

ご本人の収入よりも支出の方が多くなることが見込まれる場合には、後見支援預金口座から必要な金額が定期的を送金されるようにすることができます。

Q： 「後見支援預金」はいくらから預入できるのでしょうか？

A： 金額は自由です。例えば本人の預金残高が3百万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には1百万円あれば十分と考えた場合には、残額の2百万円を「後見支援預金」に預入することで後見人の負担を軽くすることができます。

Q： 同じような制度の後見制度支援信託とはどこが違うのでしょうか？

A： 主な違いは次の3つです。

1. 後見制度支援信託では最初に専門職後見人の方が制度利用可否を検討します。家庭裁判所の指示を受けて信託銀行で信託契約を結びますが、「後見支援預金」では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所で判断します。このため当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
2. 後見制度支援信託では最低預入単位が定められている信託銀行もありますが、「後見支援預金」は最低預入の制限がありません。従ってどなたでも利用し易くなっています。
3. 「後見支援預金」には特別な手数料等や後見制度支援信託では発生する信託報酬も必要ありません。また、専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

Q： 「後見支援預金」の預入期間はどのようになっていますか？

A： 「後見支援預金」は、一般的な普通預金と同様の商品であることから、預入期間の定めはありません。商品内容の詳細は、当金庫営業店窓口の商品概要説明書などで確認できます。

Q： 預金保険制度の対象となりますか？

A： 「後見支援預金」も預金保険の対象となり、被後見人が当金庫に預入されている他の預金と合算して1,000万円とその利息が保護されます。

Q： 「後見支援預金」を利用しても家庭裁判所の後見監督はありますか？

A： 「後見支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従って後見等事務報告書の提出時、「後見支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や領収書などを保管するとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

Q： 保佐、補助、任意後見の方は利用できますか？

A： 本制度は成年後見人制度または未成年後見制度の被後見人の方を対象としており、被保佐人の方、被補助人の方、任意後見を委託されている方は利用できません。

以 上